



会員にとって役に立つ「千葉県からの情報」を提供いただき掲載しています。詳しくは県庁HPをご参照ください。

## 千葉県労働委員会だより

—公正・中立な立場で、労使トラブルの早期解決をお手伝いします—

### 労働委員会の

### 『あっせん』ってご存じですか？

使用者と労働者との間で労働条件等をめぐるトラブルが生じ、当事者間で解決できない場合に、解決をお手伝いする『個別的労使紛争のあっせん』を行っています。

#### トラブル例

- 例) ・社員にやむを得ぬ事情で配置転換命令を出したが、理由なく拒絶されている。
- ・業務上の指導をしたら、パワーハラスメントを受けたと主張されている。

#### あっせんの特徴

- ① 簡易…申請の際に必要な書類が裁判などに比べて少なく、開催回数は原則1回です。
- ② 迅速…裁判などに比べて短期間で解決できます。
- ③ 無料…手続きにかかる費用は無料です。
- ④ 労働者、使用者どちらからでも申請できます。
- ⑤ あっせん員3名が一組となって、公正・中立な立場で対応します。

#### Q & A

Q あっせん員は誰ですか？

A あっせん員は、公益委員（弁護士、大学教授など）、労働者委員（労働組合役員など）、使用者委員（企業経営者、経営者団体役員など）から構成される労働委員会委員から、労働委員会会長が指名します。

Q あっせんはどのように開催されるのですか？

A 使用者、労働者に都合のよい日時を決め、両当事者の出席のもとで開催します。午後5時以降の開催も可能です。

千葉県労働委員会事務局 〒260-8667 千葉市中央区市場町1-1（県庁南庁舎7階）

電話：043-223-3735

千葉県労働委員会

検索